

令和 7 年度大江町青果物等振興支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町長は、道の駅おおえコラマガセの産地直売所の安定運営と、商品出荷者の所得向上を図るため、町内で当該産地直売所へ出荷を行う者が実施する、長期保存用機器や園芸用ハウス資材の導入に要する経費について、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 町内で農畜産物の生産、販売を行い農業収入を得ているものをいう。
- (2) 出荷者 町内で生産された農畜産物を主原料とした食品を出荷するものをいう。
- (3) 農業法人 農事組合法人、株式会社又は持分会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。)であって農業を営むものをいう。
- (4) 団体 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている 3 戸以上の農業者で構成されるものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は前条のとおりとし、かつ、次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町内に居住、住所を有していること。
- (2) 町税を完納していること。団体にあっては、構成員が町税を完納していること。
- (3) 同一世帯等に当補助金の交付決定を受けた者がいないこと。
- (4) 道の駅おおえコラマガセの出荷組合会員となり、当該道の駅の産地直売施設などへ、積極的に農作物等を出荷することとし、事業計画書（別記様式第 1 号）に記載する販売計画を達成すること。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業は、次に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 1 件あたりの事業費が 50 万円以上（消費税を除く）であるもの。
- (2) 別表 1 のいずれかに該当するもの。

(補助金の額)

第 5 条 補助対象事業に対する補助率及び補助限度額は、別表 2 のとおりとする。ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 公簿等閲覧同意書（別記様式第3号）

2 事業実施主体は異なる3者以上の者から見積書を徴し、最も安値を提示した者から購入することとする。ただし、複数の者が取り扱いできない場合に関しては、この限りではない。

3 その他町長が必要と認める書類

(条件)

第7条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業によって取得した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（別記様式第4号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、事業完了後30日以内、又は当年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(実施状況の報告)

第9条 事業実施主体は、補助事業終了後、実績報告を提出した日の属する年度の翌年度から3年間当該補助事業に関する実施状況報告書（別記様式第5号）を提出するものとする。

2 前項の実施状況報告において第3条第4号に定める補助要件を著しく満たさなかった場合、事業改善計画書（別記様式第6号）を町長に提出するものとする。

3 実施状況報告書及び事業改善計画書の提出は、毎年5月末までに行うものとする。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 町長は、交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 事業実施主体が、補助金を交付事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 事業実施主体が、補助金に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、前 2 項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 事業実施主体は、規則第 18 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかった時は、規則第 19 条第 1 項の規定に基づき違約金を町に納付すること。

(補助金の返還)

第 12 条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書（別記様式第 7 号）による。

(財産処分の制限)

第 13 条 事業実施主体は、規則第 22 条の規定により町長の承認を受けようとする時は、財産処分等承認申請書（別記様式第 8 号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができるものとする。

3 規則第 22 条ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定める期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定める期間とする。

(重複受給の禁止)

第 14 条 この補助金は、他の要綱等の補助金と重複して受けられないものとする。

(附則) この要綱は、令和 7 年 4 月 22 日から施行する。

別表 1

大江町青果物等振興支援事業費補助金 第4条 関係

対 象 事 業	備 考
1 出荷調整、長期保存等に用いる、プレハブ型もしくは業務用冷蔵庫、冷凍庫の導入	※冷蔵倉庫、冷凍倉庫の建設は補助対象外。 ※冷蔵庫、冷凍庫を設置するための建物の建築工事費、改修工事費は補助対象外。
2 野菜、花き・花木等の栽培に用いる園芸用ハウスの資材導入	※ハウス設置工事費は補助対象外。 ※おうとう、ぶどうなどの雨よけ用ハウスの資材導入は補助対象外。

※取得物件は全て新品に限る

別表 2

大江町青果物等振興支援事業費補助金 第 5 条 関係

補助対象者	補助率	補助限度額
農業者、出荷者	3 分の 2 以内	1, 000, 000 円
農業法人		
団体		